



#### (2) 乗合バスの死傷事故

1月25日(日)午後6時50分頃、福島県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが運行中、歩行者をはねる事故が発生した。

この事故により当該歩行者が死亡した。

事故発生時、乗客は乗っていなかった。

#### (3) 乗合バスの車内事故②

1月26日(月)午前8時31分頃、神奈川県 of 鉄道駅において、同県に営業所を置く乗合バスで乗客が転倒し負傷する車内事故が発生した。

この事故により、当該乗客は骨折の重傷を負った。

事故は、当該バスが乗客6名を乗せて終点のバス停に停車し扉を開けようと、扉開閉操作を行ったところ、シフトがドライブレンジのままであったため安全装置が作動し、前扉は開いたが中扉が開かなかったため、両方の扉の開閉操作を数回行ったため、開いていた前扉が閉まり、降車しようとしていた当該乗客を挟んだもの。

#### (4) 乗合バスの酒気帯び運転

1月28日(水)、大分県において、同県に営業所を置く乗合バスの酒気帯び運転が発覚した。

当該乗務員が、遠隔地車庫から始業乗務時に所属営業所と電話による点呼時に携帯型アルコール検知器で検査を行い、乗務を開始したが、最初の乗務を終了後に所属営業所においてアルコール検知器による検査の際、酒気帯び(0.170mg/l)の反応がでた。

事業者によると、当該乗務員は、運行前日は公休で午後6時頃から焼酎水割りを2合程度飲酒し、午後9時頃就寝したと話している模様。

#### (5) 法人タクシーが酒気帯び運転で追突事故

1月24日(土)午前1時30分頃、兵庫県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客3名を乗せ運行中、信号待ちの乗用車に追突した。

この事故により乗用車の乗員1名と、当該タクシーの乗客1名が病院で診察を受けた。

この際、当該タクシー運転手は飲酒していた模様で、警察に拘留された。

事業者によると、当該運転者は、乗務前の点呼でアルコール検知器により検査を行ったが、アルコールは検出されなかったとのこと。

#### (6) 法人タクシーの死亡事故

1月25日(日)午前1時13分頃、東京都の国道の交差点において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ片側3車線の第三車線を青信号で運行中、右側から飛び出してきた歩行者をはねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。





【3. ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！】

運転席の足下に水分・融雪剤等を含んだ泥や砂などを放置すると、ブレーキ・ペダルのシャフト部に錆が発生し、ペダルの戻り不良のためブレーキが引き摺りを起こして摩擦熱から過熱し、火災に至ることがあります。

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety\\_sub/carsafety028.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety028.html)



【4. ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう】

国土交通省では、社会的な影響が大きい重大事故や整備不良に起因する事故について、保守管理の観点から発生防止の対策を検討するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、その検討結果に基づきユーザーへの情報提供の充実・強化に取り組んでいるところです。

整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約1割と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。

このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000096.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000096.html)



【5. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！】

平成25年度中の大型車（車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。

当該事故が2年連続で増加し、平成25年度も前年度比約3割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000091.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html)



## 【6. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について】

平成26年3月3日未明に北陸自動車道において発生した高速乗合バス事故は、乗客・乗員2名が死亡、乗客等26名が重軽傷を負うという痛ましい事故でした。国土交通省では、事故発生直後に事故対策本部を設置し、宮城交通(株)への監査、事故原因の調査分析を進めてきました。

警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。

高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000033.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html)



## 【7. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！】

平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成25年10月1日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成26年1月6日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧ください（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→ [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000023.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html)



## 【8. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！】

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月公表）を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。

これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実





- ・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・H19年6月：S A S 対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\* このメルマガについてのご意見は、< [jiko-antai@mlit.go.jp](mailto:jiko-antai@mlit.go.jp) >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

\* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付 （ [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) ）

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30~12:00 13:00~17:30）

・自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

